四　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）
第一条第一項
五　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）
第一条第一項
六　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）
第一条第一項
七　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条第十五号及び第十七号

（銀行法施行規則の一部改正）

第十二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の四を第十三条の二の五とし、第十三条の二の三の次に次の一条を加える。

（リース契約の要件）

第十三条の二の四　法第十条第二項第十八号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第十条第二項第十八号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第十四条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第十七条の三第二項第三号中「及び第八号の二」を「、第八号の二及び第十八号」に改め、同項第十一号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第十三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項」を「第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第二項」に改める。

第四条の二の七第一項中「第四条の二の四第一項第九号及び第四条の二の五第二項第八号」を「第四条の二の五第一項第九号及び第四条の二の六第二項第八号」に改め、同条を第四条の二の八とし、第四条の二の六中「第四条の二の四第一項第八号」を「第四条の二の五第一項第八号」に改め、同条を第四条の二の七とし、第四条の二の五を第四条の二の六とし、第四条の二の四を第四条の二の五とし、第四条の二の三の次に次の一条を加える。

（リース契約の要件）

第四条の二の四　法第六条第三項第十三号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第六条第三項第十三号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第四条の五第二項第三号中「及び第五号の二」を「、第五号の二及び第十三号」に改め、同項第十一号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第六条第三項第十三号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第十三条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第六条第三項第十三号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条に次の三項を加える。

9　法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、令第八条第一項第二号に規定するものとする。

10　法第五十三条第三項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び第五十三条第十項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11　法第五十三条第三項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第五十三条中第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9　法第五十四条第四項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員

二　当該信用金庫連合会の会員以外の者（前号に掲げる者を除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者に限る。）

10　法第五十四条第四項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11　法第五十四条第四項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第六十四条第五項第一号の三中「次号」を「第一号の五」に改め、同項第二号中「及び第一号の二」を「から第一号の三まで」に改め、同項第三号中「第五十三条第三項第七号及び第十七号」に、「及び第七号の二」を「、第七号の二及び第十七号」に改め、同項第十一号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて」を「法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて」に改め、同号イからハまでを削り、同条第十三項中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十二項」に改める。

第百十四条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第百十三条第三項第十七号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第百三十八条第三項中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十二項」に改める。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十一項を第十四項とし、同条第十項中「前五項」を「第四項から第九項まで及び前二項」に、「第十五号の二、第十六号、第十七号及び第十八号」を「第十五号の二から第十八号まで及び第二十一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。